

第 5 章

施策の展開

第4章で掲げた長期的な目標を達成するために実施する基本的な施策は、船橋市（行政）だけではなく、市民（個人および自然環境団体など）、事業者（農水産業や商工業などの事業を行う個人や法人）などの様々な主体が連携し、一体感をもって進めていくことが必要です。

基本的な施策ごとに船橋市が進めていく具体的な取組と市民および事業者に期待する取組は次のとおりです。市の取組の中でも特に重点的に取り組んでいくものについては、【重点】としています。

また、ここで示す取組を進めるとともに、多様な主体の連携、協働によって、目指す将来像の達成に向けて有効な取組を検討し、その普及に努めます。

(1) 「生物多様性の保全と持続可能な利用」に関する取組

① 台地から浅海域までを結ぶ多様な自然環境の保全と利用

施策①-1 樹林地の保全と利用

＜市の取組＞（戦略管理指標：P68）

■ 良好な樹林地の保全

- ・ 買い取りや借り上げ、指定樹林制度による指定などにより、良好な樹林地の保全を計画的に進めます。（公園緑地課）

■ 斜面緑地の保全

- ・ 市内に残された貴重な緑として、斜面緑地の保全に努めます。（公園緑地課）

＜市民および事業者に期待する取組＞

- ・ 樹林地の保全や世代交代を促進する取組に積極的に参加し、指定樹林制度などの樹林地を保全する取組に協力します。（市民、事業者）
- ・ 企業緑地など事業者が保有する樹林地では、郷土種の回復・維持に努めます。（事業者）
- ・ 樹林地開発の際は、できるだけ多くの樹林地を残すように配慮します。（事業者）

施策①-2 畑地・水田の保全と利用

<市の取組> (戦略管理指標：P68)

■ 農地の担い手支援

- ・ 営農組織や認定農業者の育成等により、農業の担い手を支援すると共に、農地の貸し借りの斡旋を促進し、担い手への農地の集積、経営規模拡大などを図ります。(農水産課)

■ 農業体験の場の整備

- ・ 耕作放棄地をふるさと農園や学童農園として活用するなど、農業を体験できる場として整備し、農業への理解を深めると共に、耕作放棄地の解消を図ります。(農水産課、農業委員会事務局)

■ 農産物の「地産地消」の推進

- ・ 農産物の「地産地消」を推進し、地域の「食」と「農」と「環境」を守ります。(農水産課)

■ 生物多様性に配慮した農業の推進

- ・ 有機栽培の推進、農薬・肥料の低減といった生物多様性に配慮した農業の推進を図ります。(農水産課)

<市民および事業者に期待する取組>

- ・ 農業体験イベントへ積極的に参加し、農業への理解を深めます。(市民)
- ・ 地場食材を意識して購入し、地産地消に取り組みます。(市民)
- ・ 材料調達の際は、できる限り地元のものを用います。(事業者)
- ・ 農業者は、有機栽培や減農薬栽培など、できるかぎり生物多様性に配慮した農業に努めます。(事業者)

施策①-3 草地の保全と利用**<市の取組>****■ 河川および周辺部の清掃・草刈**

- ・河川および周辺部の清掃・草刈を行い、清潔で快適な空間づくりに努めます。また、管理にあたっては、周辺住民と協力して、実施する仕組みを検討します。
(下水道河川管理課)

<市民および事業者に期待する取組>

- ・水辺の緑を大切にし、清掃・草刈などの活動に積極的に参加します。
(市民、事業者)
- ・樹林地やその周辺の草刈や林縁部での枝打ちなどの草地を保全する活動に積極的に参加します。(市民、事業者)

施策①-4 干潟・浅海域の保全と利用

<市の取組> (戦略管理指標：P69)

■ 干潟・浅海域への流入水質の改善

- ・ 公共下水道の整備や適切な浄化槽の設置ならびに維持管理の指導・啓発、水質汚濁防止法等に基づく指導などを推進することにより、干潟・浅海域への流入水質を改善し、汚濁負荷を低減させます。(環境保全課、廃棄物指導課、下水道河川計画課、下水道建設課、下水道施設課)

■ 清掃活動の継続的な実施

- ・ 清掃活動の継続的な実施により、ごみのない清潔な環境を維持します。(環境政策課、商工振興課)

■ 干潟の恵みを活用した地域の活性化

- ・ 漁業や観光業など、干潟のさまざまな恵みを活用し、地域の活性化につなげます。(政策企画課、商工振興課、農水産課)

■ 利用ルールの確立

- ・ 過度の利用や自然への過大な負荷を避けるため、利用ルールの確立に努めます。(環境政策課、商工振興課、農水産課)

■ 三番瀬のラムサール条約登録

- ・ 県や近隣市と連携を図りながら、三番瀬のラムサール条約登録を目指します。(環境政策課、農水産課)

■ 漁場の再生に向けた関係機関との連携

- ・ 千葉県、近隣自治体および漁業関係者と連携し、青潮などの対策について検討します。(環境政策課、環境保全課、農水産課)

<市民および事業者に期待する取組>

- ・ 適切な浄化槽の設置および維持管理を行います。(市民、事業者)
- ・ 油は使い切り、食器や鍋の汚れは拭いてから洗うといった生活排水に関する工夫をします。(市民)
- ・ 事業活動に伴う排水は適正に処理し、水質の汚濁を防止します。(事業者)
- ・ 公共下水道の供用が開始されている地域では、なるべく早く下水道に接続します。(市民、事業者)
- ・ 三番瀬クリーンアップなどの清掃活動に積極的に参加します。(市民、事業者)
- ・ 干潟・浅海域の利用の際は、生き物を採り過ぎたり、生息場所を荒らしたり、ごみを捨てたりといったことをしないように配慮します。(市民、事業者)
- ・ 干潟・浅海域の自然を大切にし、漁業体験や講座などのイベントに積極的に参加します。(市民、事業者)
- ・ 地場食材を意識して購入し、地産地消に取り組みます。〈再掲〉(市民)
- ・ 材料調達の際は、できる限り地元のものを用います。〈再掲〉(事業者)

施策①-5 河川の保全と利用

<市の取組>（戦略管理指標：P70）

■ 排水の対策と水質汚濁状況の監視

- ・ 公共下水道整備事業や事業所への指導、雨水が直接河川に流れ込まないような雨水浸透施設の整備などを通じ、排水への対策を実施すると共に水質事故への対応、水質汚濁状況の監視を行います。（環境保全課、廃棄物指導課、道路維持課、下水道総務課、下水道河川計画課、下水道建設課、河川整備課）

■ 河川および周辺部の清掃・草刈〈再掲〉

- ・ 河川および周辺部の清掃・草刈を行い、清潔で快適な空間づくりに努めます。また、管理にあたっては、周辺住民と協力して、実施する仕組みを検討します。（下水道河川管理課）

■ 自然を活かした水辺の創出と利用の推進

- ・ 河川改修にあたっては、自然を活かした親水空間や散策路などの整備を行い、また、水辺でのレクリエーション活動を広報紙等に掲載することにより、水辺としての利用を推進します。（下水道河川計画課、河川整備課）

■ 水辺空間の保全のための意識の向上

- ・ 水辺での学習活動など、水辺の利用を通じて水環境への関心を高め、水辺空間の保全のための意識の向上を図ります。（環境政策課、環境保全課）

<市民および事業者に期待する取組>

- ・ 適切な浄化槽の設置および維持管理を行います。〈再掲〉（市民、事業者）
- ・ 油は使い切り、食器や鍋の汚れは拭いてから洗うといった生活排水に関する工夫をします。〈再掲〉（市民）
- ・ 事業活動に伴う排水は適正に処理し、水質の汚濁を防止します。〈再掲〉（事業者）
- ・ 公共下水道の供用が開始されている地域では、なるべく早く下水道に接続します。〈再掲〉（市民、事業者）
- ・ 雨水浸透施設の整備や雨水貯留施設を使用した雨水の有効利用に努めます。（市民、事業者）
- ・ 水辺の緑を大切に、清掃・草刈などの活動に積極的に参加します。〈再掲〉（市民、事業者）
- ・ 河川をレクリエーションなどに利用し、ふれあい、親しみます。（市民）

施策①-6 公園・緑地の整備

<市の取組>（戦略管理指標：P70）

■ 公園・緑地の計画的な整備・管理

- ・公園・緑地の計画的な整備に努めます。整備にあたっては、積極的な郷土種の利用に努め、地域の野生の生き物が生育・生息できる空間の確保にも配慮します。また、管理にあたっては、市民の意向を踏まえた身近な公園づくり、町会委託制度の充実などにより、市民参加による公園管理について検討します。（公園緑地課）

■ 条例に基づく緑地の確保

- ・「船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例」および「船橋市環境共生まちづくり条例」に基づく緑地の確保に努めます。（公園緑地課）

■ 市民の森等の利用推進

- ・市民の森等について市民への周知を図り、利用を推進します。（公園緑地課）

■ 水辺空間・緑地空間の広域的な整備

- ・水（水辺空間）と緑（緑地空間）のネットワーク化を推進し、生態系における相互作用に配慮しながら、動植物の生息環境の保全に努めます。ネットワーク化にあたっては、これらをつなぐ遊歩道の整備についても併せて検討を進めます。（環境政策課、公園緑地課、下水道河川計画課）

■ 広域的な整備に向けての関係機関との調整

- ・水辺空間・緑地空間の広域的な整備に向けて、県や近隣市、関係機関などとの調整・検討を進めます。（政策企画課、環境政策課）

■ 散歩道や親水空間の整備

- ・河川や海の特性を活かした散歩道や親水空間の整備を進め、水辺とふれあえる場を増やします。（商工振興課、公園緑地課、下水道河川計画課）

<市民および事業者に期待する取組>

- ・ふなばしアンデルセン公園など、公園・緑地を利用し、緑に親しむイベントなどに積極的に参加します。（市民、事業者）
- ・公園・緑地の維持管理に参加、協力します。（市民、事業者）
- ・市民の森などの市内に残された貴重な緑地を大切にします。（市民）
- ・開発事業などの実施に際しては、緑地空間の整備に配慮します。（事業者）

コラム

ふなばしアンデルセン公園

市の施設であるふなばしアンデルセン公園は、ワンパク王国、メルヘンの丘、子ども美術館、自然体験、花の城の5つのゾーンから構成されている緑豊かな公園です。

このうち自然体験ゾーンは公園の北西側に位置する既存の樹林地や湿地を活かした、里山の樹林と水辺です。湿生植物が茂る水辺と、その下流の3つに仕切られた棚田（3枚田）の周辺を散策路が巡り、四季折々の里山の自然を体験できます。

<自然体験ゾーン>



棚田では田植えから稲刈までの米作り体験のほか、生き物の観察会などの体験イベントが市民団体との協働で開催されており、人の利用と生物多様性の保全の両立を目指している事例と言えます。

<棚田での田植えの様子>



施策①-7 風致地区の維持・保全

<市の取組>

■ 風致地区の維持・保全

- ・風致地区の適正な維持・保全に努めます。(公園緑地課)

<市民および事業者に期待する取組>

- ・船橋市風致地区条例を遵守します。(市民、事業者)

施策①-8 侵略的外来種対策の推進

<市の取組>

■ 侵略的外来種の予防・対策の実施

- ・外来種による生態系等への被害を防止するため、広域的な情報収集に努め、予防・対策を講じます。(衛生指導課、環境政策課、農水産課)

<市民および事業者に期待する取組>

- ・ペット、特に外来種は、飼育管理をきちんと行い、放棄しません。(市民)
- ・外来種を産業利用する際には、野外に逃げ出さないように注意し、また原材料等の輸送時に非意図的に外来種を運ぶことのないように注意します。(事業者)

施策①-9 自然環境モニタリングの実施

<市の取組>

■ 自然環境調査の実施

- ・市内における動植物の分布や生息状況、外来種の侵入状況を把握するために自然環境調査を行います。(環境政策課)

■ 指標種を用いたモニタリングの実施【重点】

- ・大学等の専門機関と協力し、指標種の選定を行い、市内におけるモニタリングを実施します。モニタリングに当たっては、市民参加の要素を取り入れ、幅広く情報を共有できるように努めます。(環境政策課)

<市民および事業者に期待する取組>

- ・自然環境モニタリングに積極的に参加します。(市民)

② 生き物を育む水循環の確保

施策②-1 水量の確保

＜市の取組＞（戦略管理指標：P70）

■ 樹林や農地、雨水浸透施設の整備等による雨水浸透の促進

- ・ 水源涵養機能を持つ、樹林や農地の保全、市街地における雨水浸透施設（透水性舗装など）の整備や、雨水浸透ますの設置を支援し、雨水の浸透を促進、地下水の涵養を図ります。（農水産課、公園緑地課、道路維持課、下水道河川管理課）

■ 地下水採取の規制

- ・ 地下水採取の規制を継続します。（環境保全課）

■ 水資源の保全の促進

- ・ 雨水貯留施設を使用した雨水の有効利用等を通じて、水資源の保全を促進します。（環境保全課、下水道河川管理課）

＜市民および事業者に期待する取組＞

- ・ 雨水浸透施設の整備や雨水貯留施設を使用した雨水の有効利用に努めます。
〈再掲〉（市民、事業者）
- ・ 所有敷地内に樹木を植えたり、砂地や草地などにして雨水が地中にしみこむようにします。（市民、事業者）
- ・ 農業に従事する方は農地の保全に協力します。（事業者）
- ・ 地下水の採取にあたっては節水に努めます。（市民、事業者）
- ・ 地下水の湧出を伴う掘削工事を行う際は、周辺の地盤および地下水位に影響がないよう努めます。（事業者）

施策②-2 水質の保全

<市の取組>（戦略管理指標：P71）

■ 排水の対策と水質汚濁状況の監視〈再掲〉

- ・ 公共下水道整備事業や事業所への指導、雨水が直接河川に流れ込まないような雨水浸透施設の整備などを通じ、排水への対策を実施すると共に水質事故への対応、水質汚濁状況の監視を行います。（環境保全課、廃棄物指導課、道路維持課、下水道総務課、下水道河川計画課、下水道建設課、河川整備課）

■ 有害物質の地下浸透禁止の指導

- ・ 有害物質の地下浸透禁止の徹底について指導します。（環境保全課、廃棄物指導課）

■ 干潟・浅海域への流入水質の改善〈再掲〉

- ・ 公共下水道の整備や適切な浄化槽の設置ならびに維持管理の指導・啓発、水質汚濁防止法等に基づく指導などを推進することにより、干潟・浅海域への流入水質を改善し、汚濁負荷を低減させます。（環境保全課、廃棄物指導課、下水道河川計画課、下水道建設課、下水道施設課）

<市民および事業者に期待する取組>

- ・ 適切な浄化槽の設置および維持管理を行います。〈再掲〉（市民、事業者）
- ・ 油は使い切り、食器や鍋の汚れは拭いてから洗うといった生活排水に関する工夫をします。〈再掲〉（市民）
- ・ 事業活動に伴う排水は適正に処理し、水質の汚濁を防止します。〈再掲〉（事業者）
- ・ 公共下水道の供用が開始されている地域では、なるべく早く下水道に接続します。〈再掲〉（市民、事業者）
- ・ 雨水浸透施設の整備や雨水貯留施設を使用した雨水の有効利用に努めます。〈再掲〉（市民、事業者）
- ・ 有害物質が土壌や河川に流出しないようにします。（事業者）
- ・ 土砂等により埋立て等を行う場合は、土砂条例の安全基準を守ります。（事業者）

③ 生物多様性を活かした取組の推進

施策③-1 生物多様性と文化のつながりの継承

<市の取組>

■ 生物多様性に関連した文化芸術活動の振興

- ・生物多様性に関連した文化芸術活動の振興を行います。(文化課)

■ 生物多様性に関する文化財の保存と指定

- ・市内の生物多様性に関する文化財の適正な保存に努めます。また、市内の文化財の調査を進め、貴重な文化財については新たに指定します。(文化課)

■ 文化財継承に向けた意識の高揚

- ・各地域に伝わる文化財と生物多様性の関係性から、昔から船橋市が生物多様性の恩恵を受けてきたことを伝え、生物多様性に関する文化財への関心を高め、将来への継承に向けた意識の高揚を図ります。(文化課)

■ 博物館・資料館などの充実

- ・博物館・資料館などの充実により、文化財と生物多様性の関係について知る機会の拡充を図ります。(郷土資料館、飛ノ台史跡公園博物館)

<市民および事業者に期待する取組>

- ・生物多様性に関する文化や歴史、芸術について知り、守り、伝え、次の世代に引き継ぎます。(市民)

施策③-2 生物多様性を活用したまちづくりの推進

<市の取組>（戦略管理指標：P71）

■ 開発指導の実施

- ・環境共生まちづくり条例により、自然環境に配慮した開発指導を行います。（都市計画課）

■ 生物多様性への配慮指針（チェックリスト）の策定【重点】

- ・土地利用の変化を起こす工事において、自主的な生物多様性への配慮を促すための指針（チェックリスト）の検討を行います。（環境政策課）

■ グリーンインフラの考え方に立ったインフラ整備のあり方に関する検討

- ・生物多様性の保全や水循環の確保、温暖化対策、レクリエーションなどを兼ね備えたグリーンインフラの考え方に立ったインフラ整備のあり方について、国内外の事例を参考にしつつ、市民や大学等の研究機関、関係各課などとの連携を通じて検討します。（環境政策課）

■ 生物多様性を活用した観光の振興

- ・生物多様性を活用した観光の振興を図ります。（商工振興課、農水産課、公園緑地課）

■ まちの中の緑の創出

- ・公園や緑地の整備、学校や公共施設、道路の緑化を進めます。また、雨水浸透へ配慮するなど周囲の自然環境とのつながりを意識した植樹、花壇の整備などにより、市街地部に花や緑を増やします。（公園緑地課、道路維持課、施設課）

■ 生物多様性を活用した温暖化対策の推進

- ・地球温暖化対策推進のため、森林と緑地の保全と整備、公共施設内および道路沿道の緑化等を推進します。（環境政策課、農水産課、公園緑地課、道路維持課、施設課）

■ 水辺において、市民が身近に自然を体験できる憩いの場の整備の検討

- ・水辺において、市民が身近に自然を体験できる憩いの場の整備を検討し、自然に親しめる地域づくりを進めます。海岸部でも親水公園の活用を促進します。また、民間団体と協働して、漁師町という特徴を活かした市民が楽しみ憩える場の検討を進めます。（政策企画課、商工振興課、下水道河川計画課）

<市民および事業者に期待する取組>

- ・樹木の植栽や花壇の整備など、緑化に取り組みます。（市民、事業者）
- ・緑のカーテンやふれあい花壇などの取組に積極的に参加します。（市民、事業者）

(2) 「戦略への参画・連携等の推進」に関する取組

④ 普及啓発・環境教育の推進

施策④-1 環境学習機会の拡充

＜市の取組＞（戦略管理指標：P72）

■ 生物多様性についての学習機会の増加

・環境フェアなどのイベントや市民の学習会や研修会への講師の派遣、公民館事業における環境に関する講座の実施により、日常生活と生物多様性の係わりや保全の必要性、持続可能な利用について学べる機会を増やし、参加を促します。また、各種団体が実施するイベントや環境教育に対して、支援を行っていきます。（環境政策課、クリーン推進課、公園緑地課、社会教育課）

■ 年齢や学習段階に応じた環境教育の推進

・小中学校などにおいて、年齢や学習段階に応じた生物多様性に関する環境教育の推進を支援します。（指導課）

■ 家庭における関心・意識の向上

・家庭においても、生物多様性への関心や意識が向上するような取組を推進します。（環境政策課、指導課）

■ 環境情報の提供

・市民一人ひとりがよりよい環境づくりに関心を持ち、まちづくりの主体として自主的に行動できるよう、広報紙や環境新聞「エコふなばし」、ホームページ、各種行事などにおいて環境情報を提供します。（環境政策課、クリーン推進課、農水産課、公園緑地課）

■ 学校などでのビオトープ創りの支援

・身近に自然を体験できる場所として、学校などでのビオトープ創りを支援します。（指導課）

■ 自然にふれあうことのできる場所の維持・整備の推進

・野外レクリエーション施設などの自然にふれあうことのできる場所の維持・整備を進めるとともに、散歩道の整備などにより、自然を体験できるネットワークの形成を図ります。（公園緑地課）

■ 自然性の高い地域を緑地や市民の森として整備

・自然性の高い地域を緑地や市民の森として整備し、森林浴・バードウォッチングなど自然とふれあえる場として提供します。（公園緑地課）

■ 農業体験の場の整備〈再掲〉

・耕作放棄地をふるさと農園や学童農園として活用するなど、農業を体験できる場として整備し、農業への理解を深めると共に、耕作放棄地の解消を図ります。（農水産課、農業委員会事務局）

■ **ふなばし三番瀬海浜公園の整備・充実、利用の推進**

- ・ふなばし三番瀬海浜公園を活用し、海や海洋生物、鳥などの自然と親しみ、自然を学び、憩える場としての整備・充実、利用の推進を図ります。

(環境政策課、商工振興課、公園緑地課)

■ **ふなばし三番瀬環境学習館での学習【重点】**

- ・平成29年7月オープン予定のふなばし三番瀬環境学習館において、環境についての学びを推進し、貴重な干潟である三番瀬に対する普及啓発を行います。

(環境政策課)

■ **自然とふれあう機会の増加**

- ・自然観察会や自然散策会などの各種体験イベントを開催し、広くPRを行うことで、自然に関する体験学習の機会や、レクリエーションの機会を増加させます。(環境政策課、商工振興課、公園緑地課、社会教育課)

■ **三番瀬や漁業への理解の促進**

- ・東京湾の貴重な干潟になっている三番瀬で行われている海苔養殖やアサリの生産などの漁業の講座や漁業体験等を通じて、市民の三番瀬や漁業への理解の促進を図ります。(農水産課)

＜市民および事業者に期待する取組＞

- ・自然観察会や環境学習講座などの体験・学習イベントへ積極的に参加します。(市民)
- ・事業所において生物多様性について学ぶことができる機会を設けるように努めます。(事業者)
- ・生物多様性に関する情報の受発信を積極的に行います。(市民、事業者)
- ・地域の住民や子どもたちに向けた生物多様性に関する普及啓発活動を実施します。(市民、事業者)
- ・ふなばし三番瀬環境学習館とふなばし三番瀬海浜公園を生物多様性の学習の機会に積極的に用います。(市民)

施策④-2 人材育成の実施**<市の取組>****■ 人材育成の実施**

・市民・団体・事業者に対して、生物多様性の取組を促進するための人材育成を実施します。(環境政策課)

■ (仮称) ふなばしエコカレッジの新設【重点】

・生物多様性に関する取組の後継者やリーダーを育成し、将来に向けた継続的な活動を促すために、(仮称) ふなばしエコカレッジの新設を検討します。(環境政策課)

<市民および事業者に期待する取組>

・リーダー養成研修や事業者向けのセミナーなどに参加し、生物多様性に関する活動におけるリーダーとなれるように努めます。(市民、事業者)

⑤ 多様な主体の取組の推進

施策⑤-1 多様な主体の取組の支援

<市の取組>（戦略管理指標：P72）

■ 子どもたちの取組の推進・支援

- ・こどもエコクラブなど子どもたちの生物多様性に関する取組を推進・支援します。（環境政策課）

■ 市民が自らの手で実行できる行動の推進

- ・市民が自らの手で実行できる生物多様性に関する取組について、広報紙やホームページなどによる情報提供を行います。（環境政策課）

■ 多様な主体の支援・活性化

- ・地域における生物多様性に関する取組を推進する市民・団体・事業者などの支援・活性化を図ります。（環境政策課）

■ 取組の実施者に対する表彰・顕彰

- ・生物多様性に関する取組の実施者に対する表彰・顕彰を行い、持続的な活動を促進します。（環境政策課）

■ 情報の提供、交流の場、作業の場の提供の継続・拡大

- ・市民活動サポートセンターにおいて、市民の生物多様性に関する情報の提供、交流の場、作業の場の提供を継続・拡大します。（市民協働課）

■ 事業者を対象とした生物多様性に関する普及啓発【重点】

- ・市内に事業所をもつ事業者を対象とした生物多様性に関する普及啓発の機会を設けます。（環境政策課）

<市民および事業者に期待する取組>

- ・こどもエコクラブに登録し、生物多様性に関する取組を実施します。（市民）
- ・生物多様性に関する情報の受発信を積極的に行います。〈再掲〉（市民、事業者）
- ・自然観察会や環境学習講座などの体験・学習イベントへ積極的に参加します。〈再掲〉（市民、事業者）
- ・動植物のモニタリングや保全といった生物多様性に関する取組を実施します。（市民）
- ・清掃や緑化といった環境ボランティア活動へ積極的に参加します。（市民、事業者）
- ・事業活動に生物多様性の保全と持続可能な利用の視点を取り入れます。（事業者）

施策⑤-2 多様な主体の連携の促進**<市の取組>****■ 市民や団体を繋ぐコーディネート実施の検討**

- ・市民活動サポートセンターにおいて、市が収集した情報を基に、生物多様性に関する取組に興味を持つ市民や団体を繋ぐコーディネート機能を持たせることについて検討します。(市民協働課)

■ 地域コミュニティの活性化の推進

- ・町内会などの地域社会が健全に機能している地域は、住民の環境保全に対する意識が高く、ごみのリサイクルや地域の環境保全活動も活発に行われていることから、一人ひとりの自発的な環境保全への取組を推進するため、地域社会におけるコミュニケーションを図り、地域コミュニティの活性化を推進します。(環境政策課、クリーン推進課)

■ 多様な主体との連携による広域的な取組の推進

- ・河川に関する課題や他の地域から侵入してくる外来種、東京湾全体の問題である青潮など、広範囲な取組が必要とされる課題については、国や県、近隣市、事業者、団体、大学、関係機関などと積極的に情報交換をしながら協力体制を形成し、有効な取組を推進します。(環境政策課)

■ (仮称) 生物多様性情報室における連携の促進

- ・ふなばし三番瀬環境学習館に(仮称)生物多様性情報室を設置し、生物多様性に関する情報の発信を行います。また、自然環境団体や事業者の連携を促進するため、団体同士の情報交換の機能を設けることを検討します。(環境政策課)

<市民および事業者に期待する取組>

- ・多様な主体と交流を持ち、連携を行いながら生物多様性に関するイベントを実施するといった取組を進めます。(市民、事業者)
- ・環境フェアなどのイベントに参加・出展します。(市民、事業者)
- ・実施している生物多様性に関する取組を積極的に発信します。(市民、事業者)

(3) 重点的な取組

市が特に重点的に行っていく取組は次のとおりです。

重点的な取組①

指標種を用いたモニタリングの実施

大学等の専門機関と協力し、指標種の選定を行い、市内におけるモニタリングを実施します。モニタリングに当たっては、市民参加の要素を取り入れ、幅広く情報を共有できるように努めます。

<解説>

第3章の(3)対象とする期間において、おおむね5年ごとに戦略の効果や課題を検証し、必要な見直しを行うとしております。戦略の効果や課題の検証には、動植物の生息情報が必要となるため、モニタリングを行うことで情報を収集するとともに、市民参加の要素をもたせることで、普及啓発も併せて行います。

重点的な取組②

生物多様性への配慮指針(チェックリスト)の策定

土地利用の変化を起こす工事において、自主的な生物多様性への配慮を促すための指針(チェックリスト)の検討を行います。

<解説>

第2章の(3)地形別にみた船橋市の生物多様性の現状と課題において、土地利用の変化に伴い、市内に生息する生き物が減ったり、いなくなったりしていることを述べました。この課題への対応として、生物多様性への配慮指針(チェックリスト)を策定し、土地利用の変化を起こす工事を行う際に、この指針を参考に自主的に配慮してもらうことで生物多様性の保全を図ります。

重点的な取組③**ふなばし三番瀬環境学習館での学習**

平成29年7月オープン予定のふなばし三番瀬環境学習館において、環境についての学びを推進し、貴重な干潟である三番瀬に対する普及啓発を行います。

重点的な取組④**(仮称) ふなばしエコカレッジの新設**

生物多様性に関する取組の後継者やリーダーを育成し、将来に向けた継続的な活動を促すために、(仮称) ふなばしエコカレッジの新設を検討します。

重点的な取組⑤**事業者を対象とした生物多様性に関する普及啓発**

市内に事業所をもつ事業者を対象とした生物多様性に関する普及啓発の機会を設けます。

<解説>

第5章の冒頭で述べたとおり、この戦略は市民や事業者などの様々な主体が連携し、一体感をもって進めていくことが必要であり、そのために、まずは生物多様性に興味をもってもらうことが大切です。ふなばし三番瀬環境学習館や(仮称) ふなばしエコカレッジといった取組を新たに実施することで、生物多様性に関する普及啓発を行っていきます。また、第2章の(4) 生物多様性を保全し、恵みを受け続けるための取組において記載した事業者アンケートの結果では、事業活動と生物多様性との関係性に対する認識が十分に浸透していない現状が示唆されたため、併せて事業者への普及啓発についても推進します。

(4) 戦略管理指標

市が進めていく取組は、以下に示すように中間年度と目標年度で数値目標を定め、進捗状況を定期的に点検・評価していきます。

また、施策を進めていく中で、ここで示す戦略管理指標が長期的な目標の達成に向けて適切な指標となっているか検討を行うとともに、数値化による点検・評価が可能な取組については新たな戦略管理指標を設定します。

戦略管理指標	担当課	現状 (平成 27 年度)	目標値	
			中間年度 (平成 32 年度)	目標年度 (平成 38 年度)
樹林地の保全と利用				
○都市緑地や市民の森、指定樹林などの保全施策を実施している面積を増加させます。				
樹林地を維持・保全するための施策の実施面積	公園緑地課	206ha (平成 25 年度) ★1	216ha	226ha (平成 37 年度)
★1「船橋市緑の基本計画」を改訂する際に調査しており、平成 25 年度が最新の数値となります。				
畑地・水田の保全と利用				
○農業体験の場の整備として、耕作放棄地を活用したふるさと農園の区画数を増加、維持させます。また、農産物の「地産地消」の推進によって、地場食材の購入について意識している人の割合を増加、維持させます。				
ふるさと農園區画数	農水産課	1,146 区画	1,700 区画	1,700 区画
地場食材を意識して購入している市民の割合	消費生活センター	54.5%	70%	70%

戦略管理指標	担当課	現状 (平成 27 年度)	目標値	
			中間年度 (平成 32 年度)	目標年度 (平成 38 年度)
干潟・浅海域の保全と利用				
○高度処理型合併処理浄化槽の設置推進といった排水対策等による海域の水質改善や、市民や事業者も参加する清掃活動（クリーンアップ）を継続的に実施します。また、三番瀬のラムサール条約登録の基準を満たすガンカモ類およびミヤコドリの個体数を維持します。さらに、干潟・浅海域の恵みを活かした潮干狩りや漁業体験・講座を実施し、参加者を募ります。				
全窒素の環境基準達成率 (海域) ★1	環境保全課	100%	100%	100%
全りんの環境基準達成率 (海域) ★1	環境保全課	50%	100%	100%
COD の環境基準達成率 (海域) ★1	環境保全課	75%	100%	100%
三番瀬クリーンアップ 参加延人数	環境政策課	590 人 ★2	1,100 人以上 (毎年度)	1,100 人以上 (毎年度)
ガンカモ類の個体数 ★3	環境政策課	26,631 羽 ★4	2 万羽以上維持 (毎年度)	2 万羽以上維持 (毎年度)
ミヤコドリの個体数 ★5	環境政策課	306 羽 ★6	100 羽以上維持 (毎年度)	100 羽以上維持 (毎年度)
潮干狩り入場者数 ★7	商工振興課	132,763 人	維持	維持
高度処理型合併処理浄化 槽の普及率	廃棄物指導課	16%	33%	70%
漁業体験・講座の 参加者数	農水産課	325 人	525 人	850 人
<p>★1 調査地点については、利用目的等に応じて定められた類型指定されている海域を対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全窒素、全りんの海域調査地点（右記 4 地点）【IV 類型：船橋 1（航路 A）、船橋 2（船橋沖）、航路 C、海苔漁場】 ・COD の海域調査地点（右記 4 地点）【B 類型：船橋 2（船橋沖）、海苔漁場】、【C 類型：船橋 1（航路 A）、航路 C】 <p>★2 三番瀬クリーンアップの参加延人数は、年度ごとに変動が大きいため、基準値は平成 25～27 年度の平均としております。</p> <p>★3 ラムサール条約の国際的な基準 5（定期的に 2 万羽以上の水鳥）を満たすものです。</p> <p>★4 平成 25 年～27 年の冬の観測（ガンカモ類の生息調査 [通称 全国ガンカモ一斉調査]）の平均値。</p> <p>★5 ラムサール条約の国際的な基準 6（水鳥の 1 種または 1 亜種の個体群で、個体数の 1% を満たすミヤコドリ 100 羽以上）を満たすものです。</p> <p>★6 平成 25 年～27 年の冬・春の観測（モニタリングサイト 1000 シギチドリ類調査）の平均値。</p> <p>★7 潮干狩り入場者数は、開催期間中（4 月～6 月）の入場者数を示します。</p>				

戦略管理指標	担当課	現状 (平成 27 年度)	目標値	
			中間年度 (平成 32 年度)	目標年度 (平成 38 年度)
河川の保全と利用				
○排水規制に係る立入検査の継続的な実施や多自然川づくりによる河川の改修、公共下水道を普及することにより、河川の環境や水質を改善します。				
排水規制に係る立入検査実施率	環境保全課	47% ★1	50%	55%
BOD の環境基準達成率 (河川) ★2	環境保全課	100%	100%	100%
多自然川づくり改修延長	河川整備課	4,570m	5,438m	6,560m
公共下水道普及率	下水道河川計画課	82%	90%	95% (平成 36 年度)
高度処理型合併処理浄化槽の普及率〈再掲〉	廃棄物指導課	16%	33%	70%
★1 水質汚濁防止法に基づく特定事業場（湖沼法のみなし施設を有する事業場を含む：平成 27 年度末 460 事業場）を対象に行った立入検査の実施率。				
★2 調査地点については、利用目的等に応じて定められた類型指定されている河川を対象とします。 ・ BOD の河川調査地点（右記 5 地点）【海老川 E 類型：八千代橋、さくら橋、八栄橋】、【真間川 E 類型：柳橋】、【桑納川 D 類型：金堀橋】				
公園、緑地の整備				
○公園、緑地の計画的な整備を進めることで、都市公園の総面積を増加させます。				
都市公園の総面積	公園緑地課	198ha	222ha	231ha (平成 37 年度)
水量の確保				
○市街地における雨水浸透施設としての透水性舗装の整備を推進し、水量の確保を図ります。 また、水源涵養機能を持つ樹林地や都市公園の保全・整備を推進します。				
透水性舗装の整備実績	道路維持課	累計 111,422 m ²	累計 126,700 m ²	累計 156,800 m ²
樹林地を維持・保全するための施策の実施面積〈再掲〉	公園緑地課	206ha (平成 25 年度) ★1	216ha	226ha (平成 37 年度)
都市公園の総面積〈再掲〉	公園緑地課	198ha	222ha	231ha (平成 37 年度)
★1 「船橋市緑の基本計画」を改訂する際に調査しており、平成 25 年度が最新の数値となります。				

戦略管理指標	担当課	現状 (平成 27 年度)	目標値	
			中間年度 (平成 32 年度)	目標年度 (平成 38 年度)
水質の保全				
○高度処理型合併処理浄化槽の設置推進、排水規制に係る立入検査の継続的な実施や多自然川づくりによる河川の改修、公共下水道を普及することにより、河川や海域の水質を改善します。				
全窒素の環境基準達成率 (海域) 〈再掲〉	環境保全課	100%	100%	100%
全りんごの環境基準達成率 (海域) 〈再掲〉	環境保全課	50%	100%	100%
COD の環境基準達成率 (海域) 〈再掲〉	環境保全課	75%	100%	100%
高度処理型合併処理浄化 槽の普及率 〈再掲〉	廃棄物指導課	16%	33%	70%
排水規制に係る立入検査 実施率 〈再掲〉	環境保全課	47%	50%	55%
BOD の環境基準達成率 (河川) 〈再掲〉	環境保全課	100%	100%	100%
多自然川づくり改修延長 〈再掲〉	河川整備課	4,570m	5,438m	6,560m
公共下水道普及率 〈再掲〉	下水道河川 計画課	82%	90%	95% (平成 36 年度)
生物多様性を活用したまちづくりの推進				
○街路樹や花壇の整備を推進し、まちの中の緑を創出します。				
街路樹改植済み路線数	道路維持課	7 路線	17 路線	19 路線
ふれあい花壇実施箇所数	公園緑地課	97 箇所	110 箇所	120 箇所 (平成 37 年度)
環境共生まちづくり条例 第 4 条にもとづく「地区 環境形成計画書」による 協議締結面積の割合	都市計画課	0.79%	1.1%	1.3%
花いっぱいまちづくり参 加団体数	公園緑地課	31 団体	35 団体	55 団体 (平成 37 年度)

戦略管理指標	担当課	現状 (平成 27 年度)	目標値	
			中間年度 (平成 32 年度)	目標年度 (平成 38 年度)
環境学習機会の拡充				
○自然観察会や環境に関する講座といったイベントへの参加やふなばし三番瀬環境学習館の利用を促すことで、環境学習を推進します。				
自然観察会等の参加延人数 ★1	環境政策課 社会教育課	680 人 ★2	900 人	900 人
環境に関する講座の参加延人数 ★3	環境政策課 社会教育課	1,663 人 ★4	2,300 人	2,300 人
環境フェア来場者数	環境政策課	4,500 人 ★5	5,200 人以上 (毎年度)	5,200 人以上 (毎年度)
ふなばし三番瀬環境学習館の利用者数	環境政策課	★6	60,000 人	60,000 人
<p>★1 自然観察会等の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境政策課が実施する自然散策会、三番瀬生き物さがし、セミのぬけがら調査 ・公民館で実施する自然観察に関する講座 <p>★2 自然観察会等の参加延人数は、年度ごとに変動が大きいいため、現状の値は平成 25～27 年度の平均としております。</p> <p>★3 環境に関する講座の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する出前講座、訪問学習、環境学習講座 ・公民館で実施する環境に関する講座 <p>★4 環境に関する講座の参加延人数は、年度ごとに変動が大きいいため、現状の値は平成 25～27 年度の平均としております。</p> <p>★5 環境フェア来場者数は、年度ごとに変動が大きいいため、現状の値は平成 25～27 年度の平均としております。</p> <p>★6 平成 29 年 7 月オープンのため、現状値はありません。</p>				
多様な主体の取組の支援				
○子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することもエコクラブの登録団体数を増加させます。				
こどもエコクラブ登録団体数	環境政策課	10 クラブ	増加 (毎年度)	増加 (毎年度)